

宮城県外来医療計画の施行に伴う 各種手続きのご案内

宮城県では、外来医療機能の偏在解消と医療機器の効率的な活用の促進を目的に、「宮城県外来医療計画 | を策定しました。(令和2年4月1日施行)

「宮城県外来医療計画」では、新規開業等の際(仙台医療圏®のみ)や、対象となる 医療機器の新規購入または更新を行う際の各種手続きを定めており、対象となる医療機 関の皆様に、以下のお手続きをお願いいたします。

※仙台医療圏…仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・ 大和町・大郷町・大衡村

く「地域で不足する外来医療機能を担うことへの同意書」提出手続き>※仙台医療圏のみ

対象者	提出書類	提出期限	提出先		提出方法
当該医療機関	・県参考様式 1 **1	左記の届出から おおむね 1 ヶ月 以内	仙台市 県医療政策課		
について、以 下のいずれか うとする者 ・新規開 ・ ・ 開設者変 更	・その他県が必要と認める書類 (※1)参考様式の記載項目を満たすものであれば、地域の医師会等に提出している既存書類に代えることができます。		塩竈市 名取市市 名羽市市市 岩沼町 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	県医療政策課 又は 塩釜保健所	郵送持参

〈医療機器の「共同利用計画書」提出手続き〉

対象者	対象となる 医療機器	提出書類	提出期限	提出先	提出方法 (下記のいずれか)				
右の対象医療 機器を新規購 入又は更新し ようとする県 内医療機関	CT MRI PET マンモグ・ラフィ 放射線治療	・県参考様式 2 **2 ・その他県が必要と 認める書類 (※2)参考様式の記載項目を満た すものであれば、患者紹介等で 使用している既存の各種書類に 代えることができます。	対象医療機器の購入(更新)の日からおおむね1ヶ月以内	県医療政策課	電子メール FAX 郵送				

- Q 上記の手続きは、いつから必要になりますか。
- A 「宮城県外来医療計画」は令和2年度から施行していますので、令和2年4月1日以降 に上記事由が発生した場合に、お手続きが必要になります。
- Q 提出した書類に記載された情報は、何に使われますか。
- A 地域の外来医療提供体制の確保を目的として、県で開催する会議や県内医療機関への情報提供に用いることとしています。

お問合せ 提出先 宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

2 022-211-2618/FAX 022-211-2694 電子メール iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

※仙台市以外での新規開業等の場合、「同意書」は塩釜保健所へもご提出いただけます。 塩釜保健所企画総務班

〒985-0003 塩竈市北浜四丁目 8-15 ☎ 022-363-5502/FAX 022-362-6161